

令和 7 年 6 月 2 6 日

石川県知事 殿

石川県加賀市小菅波町 1 2 1 番地 1
医療法人社団長久会
理事長 菊知 充

決 算 届

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項及び同法施行規則第 3 3 条の 2 の 1 2 第 1 項の規定により届出します。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 6 監事監査報告書
- 7 医療法第 51 条第 2 項の医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 8 社会医療法人にあつては、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 9 社会医療法人債を発行した医療法人にあつては、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表
- 10 医療法第 51 条第 2 項の医療法人（社会医療法人債を発行した医療法人を除く。）にあつては、純資産変動計算書及び附属明細表

- (注) 1 毎会計年度終了後 3 月以内に届出すること。
2 副本と合わせ 2 部届出すること。



〔別 紙〕

様式 2

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団長久会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 石川県加賀市小菅波町 1 2 1 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 6 3 年 6 月 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 6 3 年 4 月 6 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	菊 知 充	
理 事	織 田 忠 明	加賀こころの病院管理者
同	西 尾 眞 友	介護老人保健施設加賀のぞみ園管理者
同	長 谷 川 英 裕	
同	田 中 良 則	
監 事	中 越 康 夫	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	加賀こころの病院	1710611441	石川県加賀市小菅波町 121番地1	精神病床 184床
介護老人 保健施設	加賀のぞみ園	1750680041	石川県加賀市南郷町3 乙4番地	入所定員 100名 通所定員 30名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
南加賀認知症疾患医療センター 【石川県から委託を受けて管理】	石川県加賀市小菅波町121番地1	
介護保険法に基く居宅サービス事業	石川県加賀市南郷町3乙4番地	
介護保険法に基く居宅介護支援事業	石川県加賀市南郷町3乙4番地	
介護保険法に基く介護予防サービス事業	石川県加賀市南郷町3乙4番地	
介護保険法に基く第一号訪問事業	石川県加賀市南郷町3乙4番地	
介護保険法に基く第一号通所事業	石川県加賀市南郷町3乙4番地	
老人福祉法に基く老人居宅介護等事業	石川県加賀市南郷町3乙4番地	
老人福祉法に基く老人デイサービス事業	石川県加賀市山代温泉11-108-2 石川県加賀市直下町イ32-1	
老人福祉法に基く老人短期入所事業	石川県加賀市山代温泉11-108-2 石川県加賀市直下町イ32-1	

老人福祉法に基く小規模多機能型居宅介護事業	石川県加賀市大聖寺京町2-7	
老人福祉法に基く認知症対応型老人共同生活援助事業	石川県加賀市山代温泉11-108-2 石川県加賀市直下町イ3-2-1	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規程する障害福祉サービス事業	石川県加賀市南郷町3-乙4番地 石川県加賀市百々町3-11-1 石川県加賀市直下町イ3-2-1 石川県加賀市幸町6-4番地1 石川県加賀市幸町6-5番地	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規程する移動支援事業	石川県加賀市南郷町3-乙4番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当ございません。

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年 6月27日 令和5年度決算財産目録・収支決算書・貸借対照表・利益処分計算書承認の件

令和6年11月14日 銀行借入の件

令和7年 3月 6日 令和7年度予算承認の件、役員等賠償責任保険契約の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当ございません。

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当ございません。

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域

における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当ございません。

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当ございません。
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

- (9) その他
特記すべき事項はございません。
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式 3

法人名 医療法人社団長久会

※医療法人整理番号 0 0 0 2 2

所在地 石川県加賀市小菅波町 1 2 1 番地 1

財 産 目 録

(令和7年3月31日 現在)

1. 資 産 額	1,916,593	千円
2. 負 債 額	278,286	千円
3. 純 資 産 額	1,638,307	千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	598,891
B 固 定 資 産	1,317,702
C 資 産 合 計 (A+B)	1,916,593
D 負 債 合 計	278,286
E 純 資 産 (C-D)	1,638,307

(注) ・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団長久会

※医療法人整理番号

00022

所在地 石川県加賀市小菅波町1 2 1 番地 1

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日 現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	598,891	I 流 動 負 債	73,534
現 金 及 び 預 金	282,356	買 掛 金	3,059
事 業 未 収 金	309,636	短 期 借 入 金	
た な 卸 資 産	3,538	未 払 金	45,998
短 期 貸 付 金	2,628	預 り 金	22,231
未 収 入 金	165	未 払 法 人 税 等	702
前 払 費 用	275	未 払 消 費 税 等	1,544
仮 払 金	293	仮 受 金	
II 固 定 資 産	1,317,702		
1 有形固定資産	1,306,969	II 固 定 負 債	204,752
建 物	602,223	長 期 借 入 金	199,750
建 物 付 属 設 備	182,529	長 期 未 払 金	5,002
構 築 物	7,099		
機 械 装 置	1,870		
車 輜 運 搬 具	4,668		
医 療 用 器 械 備 品	850		
そ の 他 の 器 械 備 品	46,375		
土 地	402,277	負 債 合 計	278,286
建 設 仮 勘 定	59,078	純 資 産 の 部	
2 無形固定資産	6,862	科 目	金 額
電 話 加 入 権	450	I 資 本 金	
ソ フ ト ウ ェ ア	6,412	II 積 立 金	1,638,307
リ ー ス 資 産		設 立 等 積 立 金	1,559,609
3 その他の資産	3,871	繰 越 利 益 積 立 金	78,698
出 資 金	2,580	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
預 託 金	408	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
そ の 他 の 固 定 資 産	883	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		純 資 産 合 計	1,638,307
資 産 合 計	1,916,593	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,916,593

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団長久会
所在地 石川県加賀市小菅波町121番地1

※医療法人整理番号 00088

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5-1

法人名 医療法人社団長久会

所在地 石川県加賀市小菅波町 1 2 1 番地 1

※医療法人整理番号 0 0 0 2 8

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,648,612
2 事業費用		
(1) 事業費	1,652,809	
(2) 本部費		1,652,809
本来業務事業損失		4,197
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		360,580
2 事業費用		326,089
附帯業務事業利益		34,491
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業利益		30,294
II 事業外収益		
受取利息	167	
その他の事業外収益	9,797	9,964
III 事業外費用		
支払利息	2,408	
その他の事業外費用	210	2,618
経常利益		37,640
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		0
V 特別損失		
固定資産除却損		
その他の特別損失		0
税引前当期純利益		37,640
法人税・住民税及び事業税	10,692	
法人税等調整額		10,692
当期純利益		26,948

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団長久会

理事長 菊知 充 殿

私は、医療法人社団長久会の令和6会計年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 6 月 12 日

医療法人社団長久会

監事

